

神社祭祀における童子女

——上賀茂社忌子についての一考察——

明治神宮教学研究センター員

森本 ちづる

はじめに

一、忌子についての従来の解釈

(一) 斎祝子

(二) 阿禮乎止賣

(三) 斎王代

二、忌子殿について

(一) 沿革

(二) 用途

三、神田神事における忌子

(一) 土解祭

(二) 植御祭

(三) 御田苜神事

四、御戸開神供における忌子

結び

はじめに

清らかな童子女を御祭神の最も御側近く仕え奉らしめる風は、伊勢の神宮においてきわめて重き職掌を以て奉仕した大物忌の子良に窺われるように、清浄を尊ぶ祭祀の古態を偲ばせるものであると思われる。⁽¹⁾ 神宮の子良の職掌には、神田での稲作りに預かり、神饌を調備・奉饗し、遷宮の諸祭に奉仕する等、稲霊を奉斎し宮処を鎮祭する大嘗祭の造酒尼の童女の奉仕との共通性が見い出され、さらに宮中祭祀における戸座・火炬の童子女の問題とも考え合わせて、神聖な水と火を掌る奉仕者としての側面も見い出すことが出来る。また、正殿御扉の御鍵を管理し、御扉開の手附初を行うことも、本来は心御柱を齋き奉ると捉えられることから、その職掌の重さとともに淵源の深さをも窺い知ることが出来る。

さらに、『延喜式』・『貞観儀式』等を繙くと、神宮の他に、春日・大原野・平野・梅宮・松尾・賀茂・香取・鹿島等の諸社に「物忌」と呼ばれる童女の祀職が見られ、幣帛の出納や御饌を奉る等、内陣に奉仕することを任としたことが窺われると⁽³⁾ともに、祭服料の項目の筆頭に見られることからその扱いの鄭重さをもわずかながら推察することが出来る。しかしながら、これら物忌の童女に関する文献はあまりにも少なく、明治初期までの確実な奉仕の記録の見られる伊勢の神宮と鹿島の事例を除いては、その詳細を窺い知ることがきわめて困難な状況にある。

この他にも諏訪上社の大祝や神使といった憑坐童に近しい童男の祀職や、あるいはやや性質が異なるものの現在もその片鱗の窺われるものに、頭屋制祭祀における童子の頭人や祭礼稚児として神祭りに奉仕する事例等があげられるが、いずれにしても近代以前の神社祭祀において童子女が果たした役割は必ずしも小さなものではなく、そこに我々の先祖が抱いていた童子女へのまなざしをも垣間見る思いがする。こうした様々な要素を合わせもつ童子女の祀

職の問題について、その存在と意義を出来得る限り明らかにする必要があると思われる。

本稿においては、その第一歩として諸社の物忌職の問題との関連から、上賀茂社に明治初期まで奉仕した忌子⁽⁶⁾について、同社の年中祭祀における具体的な奉仕ぶりを窺うことにより、その職掌を明らかにすべく努めるとともに、従来賀茂の斎王との関わりにおいて斎王代として解釈されてきた忌子に、神宮の子良や大嘗祭の造酒児の職掌とも共通する要素を見出し得る可能性があることを指摘し、同社における忌子のあらたな位置づけを試みたいと考えている。

一、忌子についての従来の解釈

忌子とは、山城国賀茂社において氏人中より選ばれて祭祀に奉仕した童女の称である。その文献上の初見は『延喜式』卷六・齋院司の相嘗祭の條に、

於「社前」給「兩社祢宜」。祝及忌子等祿。同「四月祭例」。(傍点筆者、以下同じ)

と記されるもので、祢宜、祝とともに祿を受けている。また、同卷十五・内藏寮の賀茂祭の條に、

下社。上社。松尾社。
社別祢宜、祝各一人。
下上兩社各物忌一人。

と見え、下社・上社に各一人づつ物忌がいたことが窺われ、この物忌は忌子を指したものと考えられる。さらにこれに続く装束料の項目には、その筆頭に物忌の名が見られる。

忌子についてのこれ以降の記述は、上賀茂社に現存する最古の年中行事記である『嘉元年中行事』二月土解祭の條に、「いんこ」の奉仕が見られ、さらに延宝二年(一六七四)の『賀茂大神宮年中行事略次第』⁽¹⁾及び寛保三年(一七四三)の『諸神事註秘抄』⁽¹²⁾等に年中祭祀における忌子の奉仕の記録が見られる。また、忌子に関する考証としては、伴信友の『瀬見の小河』及び上賀茂社神主岡本清茂の編纂した『賀茂群記類鑑抄出』等にわずかなが見ることが出

来る。以下、それらに従いつつ忌子の来歴について考えをめぐらせてみたいと思う。

(一) 齋祝子

伴信友の著わした『瀬見の小河』巻二に、忌子についてふれた次のような記述がある。

今賀茂の社役人の中に忌子イムコとてあるは、賀茂氏人の女子を撰ひて居ヌうる例なりとぞ、これ上代の齋イツキコ子なるべし、かくて齋王を進らる、事となりぬる時より、齋イツキと稱イふ言を避て、忌子イムコと稱へるなるへし、⁽¹³⁾

忌子が賀茂氏人の女子より補任されることを述べた上で、それが上代の「齋子」の後身であり、賀茂齋院の制度が成立した後に齋の字を用いることを諱り、忌子と称することとなったと結んでいる。上代の齋子とは、「賀茂神宮鴨氏系図」に見られる「齋祝子」のことを示すものと思われる。同系図については、井上光貞氏が、現在伝わる下鴨系図の諸本と比較検討の上その原型を推定し、系図成立の過程について論証した結果、同系図の奈良時代の部分は、延暦のころに出来た系図を基にしたものであることを明らかにし、その史料的价值を認めるべきであることを主張した。⁽¹⁴⁾ 系図に拠ると、「鴨建玉依彦命之十一世苗裔大伊乃伎命之子」をはじめとして、その六代目にあたる「大山下久治良」の添書に、

小治山田朝、、。岡本朝。飛鳥板蓋朝。主殿寮、、難波長浦朝祝仕奉。齋祝子、淨刀、自女、。合七年。右人時神戸十四烟。神田一町八畝丁、、。年充奉。⁽¹⁵⁾

と見え、この「齋祝子淨刀自女」は、賀茂社の原初的な女性祀職を指すものと思われる。

その後、八代目の「些麻呂」の添書に、

奈良朝祝仕奉。齋祝子、眞吉女、。起和銅三年庚戌迄。合三年。⁽¹⁶⁾

とあり、その二代後の十代目「國島」の添書に、

祝仕奉。齋祝子麻都比女。又繼虫女二度。起天平十八年丙戌年迄天平寶字二年。合十二年。又禰宜仕奉。起天平神護三年丁未年迄天應二年仕奉。右人時有勅。以寶龜十一年四月令把笏。禰宜祝給之。⁽¹⁷⁾と、それぞれ「眞吉女」「麻都比女」「繼虫女」の名が見られる。

これらの「齋祝子」は、男性祀職である祝や祢宜と並び立ち、律令制導入前の国や縣におけるいわゆるヒメ・ヒコ制（行政や経済は男性首長に、宗教的儀式においては女性首長がその中心にあつたとする）を形成していたものと解釈される。おそらくはこのような女性祀職の存在を背景として賀茂社における玉依日女の伝承が生まれたのではないかと思われる。つまり、玉依日女は、女性祀職である齋祝子を一回的な伝説上の人物に形象化したものであると考えられ、それと並び立つべく玉依日子は、男性祀職である祝や祢宜の祖先と位置づけられているのである。また、井上氏は、封戸や居住地の問題等から当系図は、八代の皆麻呂のあたりまでが上下分化以前の賀茂社の神官の系譜であり、九代以降は、分化後の下鴨社の神官の系譜であるという点を明らかにし、賀茂はいにしえより今の上賀茂の地にあり、文武朝以来、天平の初めまで祭の日に朝廷から制止を加えられるほど殷盛を極めた賀茂社とは上賀茂社に他ならず、その後下社が分立し、その神官も同族より分かれたもの―その年代も上社祢宜豊国の弟主国が下社の祢宜となつた天平十八年―と推定した。上社と下社の分立は、おのずから神官の分立となり、両社の祭祀においても様々な影響があつたものと推察され、先に見た「國島」の添書に二人の齋祝子の名が見られるのも、あるいはそれを物語るものかもしれない。

さらに、井上氏は同論文において、齋祝子は賀茂齋院の原初形態であろうという考えを述べている。⁽¹⁸⁾平安遷都後、皇城鎮護の社となつた賀茂社は、伊勢の神宮にならぶ崇敬を受け、やがて鴨縣主一族から齋祝子を出す慣習に代り内親王を卜定して齋院に充てることが始まり、齋院制度の廃絶後は再び忌子にその任が託されたとし、また齋子の役割は御阿禮祭の秘儀に預かるものであつたとする説である。これは、既に信友の指摘するところであり、忌子の職掌を

知る上でも出来得る限り明らかにしなければならぬ問題であると思われる。

(二) 阿禮乎止賣

賀茂齋院は、嵯峨天皇の弘仁元年（八一〇）、皇女有智子内親王を卜定して齋王に立てたのにはじまり、以後歴代この制を相承し、鎌倉時代初期の元久元年（二二〇四）、後鳥羽上皇の皇女礼子内親王に至るまで、皇女あるいは皇孫女を以て賀茂社奉祀が行われた。『延喜式』『貞観儀式』で窺う限り、齋王が賀茂社に参向されるのは、年に一度の賀茂祭における奉幣の儀のみであり、それ以外は、九月九日の烏相撲を御覧になる為に社参されたという伝承が『諸神事註秘抄』にわずかに見られるもの、平生は紫野の齋院御所において神祭と潔齋の日々を過ごされたものと推測される。⁽¹⁹⁾

ところで、賀茂齋院については、卜定後に朝廷から発遣される奉幣使の宣命の中で「阿禮乎止賣」と表現され、これが伊勢の齋宮には用いられない称であることから、齋院の性格を捉えるひとつの手がかりのごとく考えられてきた。阿禮乎止賣の解釈について、信友は、前出の『瀬見の小河』で、

按に齋王をウケマツ進マツられざりつる以前は、舊より齋女の在りて、主とかの阿禮奉る神事の重き由緒をもて、阿禮乎止賣と稱ひけむを⁽²¹⁾

と述べ、阿禮の神事に関わる齋女（齋子）——つまり上代の齋祝子を阿禮乎止賣と捉えており、その職掌が後に齋王に継承されたという考えを示している。また、肥後和男氏は、「賀茂伝説考」において、

アレオトメは當然玉依日女と一致すべきものであり、歴史的にも前者は後者を相續したものと云へる。⁽²²⁾

と述べ、すなわち阿禮乎止賣とは、神の御杖代であり、神の降臨を招く「玉依日女」として捉えられると解釈している。上賀茂社において、神の降臨を招く神事とは「御阿禮神事」を指す。御阿禮神事は賀茂祭に先立ち、神体山であ

る神山を祭場として御神霊の降臨を仰いで本社へ御遷幸申し上げる淨蘭の秘儀である。座田司氏元宮司は、この御阿禮神事に齋王がかつて阿禮乎止賣の資格を以て御奉仕されたとして、『新古今和歌集』に見られる式子内親王の詠ぜられた「齋院に侍りける時、神館にて」という詞書の、

わすれめや葵を草にひき結びかりねの野への露のあけぼの

という御歌を引き、御阿禮神事に奉仕のため齋院が神館に籠もられた時のものであると指摘して、その論拠とした。

しかしながら、これは賀茂祭当日、齋王は下社の儀を経て上社に参向し、社頭の儀が遅くなるとそのまま上社の御阿禮野にある神館に宿泊される慣例⁽²⁴⁾があつて、その時分のことを詠まれたものと解釈するほうが自然であり、齋王が真夜中の御阿禮神事に奉仕されたという明確な資料は存在しないという所功氏の見解⁽²⁵⁾に従うべきであると思われる。

また、真弓常忠氏も、「玉依比売である阿礼乎止賣が賀茂神の顕現を求める姿の実修が御阿礼神事である⁽²⁶⁾」と定義した上で、齋王を阿禮乎止賣として位置づけており、『嘉元年中行事』の「みあれの次第」に、

ことはてぬれば神だちのざによる、この所はむかしはさ院の御所のあと⁽²⁷⁾、いまはあくのやたつ

このあくのやのみなみに北向きのよござ有、東

を上とす、社務これによる、社司等次第につく

と見え、「さ院の御所のあと」⁽²⁸⁾になお「あくのや」が設けられ、ここに社務以下が正対して蹲踞しているのは、齋院制度が廃絶して百年以上過ぎたこの時期においても、未だ齋院の坐すものとして祭儀が行われていたことを示すとともに、齋院の御阿禮神事における立場を伺うに足るものであると指摘している⁽²⁹⁾。真弓氏の説もまた、窺い難い齋王の奉仕の姿を連想させるものはあるが、御阿禮神事における齋王奉仕の確たる論拠たり得るであろうか。伊勢の齋王が神宮の三節祭における太玉串奉奠をその任とする他は、多気の齋宮寮において宮中祭祀を厳修していたことを思い合わせると、賀茂齋院もまた、上賀茂社における秘儀中の秘儀である御阿禮神事にその御杖代となつて奉仕したとは考えづらひのではないかと思われる。

また、阿禮乎止賣の呼称の意味についても、さらに考究する余地があるものと思われる。例えば、『朝野群載』巻第十二、内記に見られる賀茂祭宣命に、

天皇御命^{仁坐}。掛畏^支皇太神^尔申給^{疲久}。太神^{乃助}氣給^比。護賜^上依^言。天皇朝廷^者平^久大座^言。食国^乃天下。無事可有^止為

天祭^者。常毛進^留字都^乃大幣^乎。内藏頭^{新勳}位姓名^尔令^天捧持^天。阿礼^乎、阿礼^乎、阿礼^乎、走馬進^{是當}止^申。(傍点筆者)

として、阿礼乎止^言(あれをとこ)との対比で阿礼乎止女が記されている。この点には、信友も既に留意しており、

阿禮乎止古と云へる稱は、此宣命をおきては、いまだ書^{モウ}に見およばず、其は阿禮乎止女と申すに對^{ナカ}へて、神官の
中の、祭主となれる人を稱へる例なりしなるべし、⁽³¹⁾

と述べているが、この他に、上賀茂社に伝わる橋殿祝詞・神館祝詞の中に、

これの所に みやはしら ふとたててたかまのはらに みことを かけまくもかしこき かもわけいかつちの
こゑのひろまへに こうれいとして 四月の よき日をもておく山の やつゑさかき あふひの御かけ かつら
の御かけをもて きよめかさりて かものかかたぬしを もととして をとこをは あれをとことなつけ
をんなをは あれをんなとなつけ よわかいな ゆふたすきかけ ひたいあてして 山しろのくに やつのこほ
りの みこともち ならひに いくさとを ひきひて あいともに たてまつる はしり馬のかす⁽³²⁾ (傍点筆
者)

と見えて、「あれをとこ」「あれをんな」という表現が窺われる。これについて、藤木保治氏は、上賀茂の民俗行事で
ある「サンヤレ祭」に関する論考の中で、「阿礼男・阿礼女」とは、賀茂社の「御禊内陣掃除・神御衣献進式・御阿
礼神事・賀茂祭・御田植祭・競馬会神事・夏越神事・夏越大祓・御戸代会神事・同神能」という一連の御神事に奉仕
する社家の若き男女各十名の事で、厳重な山籠りの後に神仕えをする資格を得て、男は諸祭典に奉仕し、女も裏方と
して潔斎食作り等に奉仕するとともに御田植祭には八乙女として歌や舞に、早乙女として田植にも奉仕して、男女と

も「阿礼男・阿礼女」としての職責を果たしたと説明している⁽³³⁾。このような事例から、阿禮乎止賣とは、神祭りに奉仕するための一定の潔斎を経てその資格（より信仰的に表現すれば玉依―神懸りとも言うべき）を持った、をとめに対する呼称という解釈も出来得るのではないかと考えられる。こうした賀茂社における阿禮乎止賣の信仰が、例えて言うならば、伊勢の神宮において天照大神を奉戴して遷幸された倭姫命の面影を制度的に確立された後の斎王にも見られるべく、「御杖代」という呼称を用いられるのと同義で、賀茂斎王にもまた同社の信仰の根幹とも言える「阿禮乎止賣」の呼称を冠したものととして受けとめることが出来るのではないかと思われる。したがって、阿禮乎止賣を御阿禮神事にのみ結びつけて解釈することは、必ずしも妥当とは言い得ないとともに、斎王の賀茂社参向が賀茂祭における奉幣の儀のみであっても、阿禮乎止賣と称されてしかるべきであると思われるのである。

(三) 斎王代

上賀茂社神主岡本清茂編纂の『賀茂群記類鑑抄出』上には、忌子について、次のような記述が見られる。

忌子イムコ 常云伊古 氏童女候之有。月事則替之。社家記齋院代イマコ。

これにより、忌子が氏人の童女を充てること、月時を以てその任を退くことが窺われるとともに、忌子を斎王の代行者、つまり斎王代とする解釈が、当時上賀茂社社家の間にあったことを知ることが出来る。このことは、忌子の職掌に往昔の斎王の面影を映す如き要因が含まれていたことを想像させるものである。おそらく前述の阿禮乎止賣の問題と関連して、斎王が御阿禮神事に奉仕したと捉え、御世替わりの斎王の交替時、あるいは斎王に何らかの支障があり社参出来ない折りには、忌子が其の代行者となったとする考えから生じた解釈ではないかと推察される。例えば真弓氏は、

賀茂社に齋院の制が置かれるまでは、「斎祝子」または「忌子」と呼ばれる巫女があつて、神主の子女を以て充

てられたが、皇女の齋院が置かれるやうになつて、忌子は齋院の代行者とされ、「齋院代」と呼ばれるやうになつた。元來は忌子が「阿礼乎止賣」と称し、御阿礼神事に奉仕して賀茂の神の依り代となつたものである。⁽³⁵⁾

とその見解を述べている。また、阿禮乎止賣の奉仕に着目して御阿禮神事の構造を分析した坂本和子氏も、

齋院の奉仕のない年には氏神の祭りに當然奉仕すべき賀茂氏の女が、齋院の行うと同内容の所役を務めたものと考えられる。賀茂氏の女―恐らく忌子と稱せられた巫女が阿禮乎止賣として御阿禮祭に奉仕するのが、賀茂社本

來の祭祀であつたのであろう。(中略)阿禮乎止賣は御阿禮祭に奉仕する巫女の名称であり、齋院・忌子にかかわらず賀茂社最高位の女子奉仕者に用いられた稱と考えるのが妥當である。⁽³⁶⁾

と考察している。しかしながら、両氏とも御阿禮神事に齋王が阿禮乎止賣という神秘的な職掌を以て奉仕されたという見解に基づいて、その延長線上に忌子を齋王代として位置づけているように思われる。先にふれたように、御阿禮神事における齋王の奉仕を確認出来る資料の存在は認められず、忌子もまた御阿禮神事に奉仕したという記録は見えない。従つて、御阿禮神事への阿禮乎止賣としての奉仕という推察を以て、忌子を齋王の代行者と見做すことは首肯し難い。忌子が齋王の代行者と捉えられたのは、御阿禮神事の問題に関わらず、その他にも理由とする要素があつたためではないだろうか。忌子が齋王代と解釈されたその所以は、年中祭祀における忌子の奉仕ぶりを考察することにより、おのずと明らかにされるものと思われる。後述するが、上賀茂社における忌子は、本殿御戸開において、その東階下に本殿を背にして祇候するという特殊な立場で祭典に奉仕しており、齋王代と伝えられる神秘性を保持していたことが想像されるのである。

以上、齋祝子・阿禮乎止賣・齋王代といった忌子に関する従來の解釈について、私見を交えつつその概観を試みた。次に、忌子に縁りのある殿堂「忌子殿」の沿革や用途、そして、近世の上賀茂社年中神事における忌子の具体的な奉仕例について考察を進めたい。

二、忌子殿について

上賀茂社境内に現存する忌子殿は、寛永五年（一六二八）の造替にかかるもので、東局の東南石垣下、楼門内の幣殿後方に位置する。檜皮葺、入母屋造、現況は内部に神殿を設け、祈禱殿としての用途をなしているが、本殿にほど近いその位置と建物の基壇部分の礎石が周囲より高く造られていること等、その性格を知る上で興味深く思われる点が見られる。

(一) 沿革

忌子殿の文献上の初見は、管見の限り、寛永の御造替時のものであるが、鎌倉時代の古図をもとに室町時代に画かれたと推定される『賀茂別雷神社境内古絵図』³⁷⁾に、既に現在と同じ位置に「忌子屋」として示されており、これが時代的に最も古い忌子殿の姿である。（次項参照）

忌子殿の規模や構造については、現在國學院大学の所蔵する座田家旧蔵文書中の『上賀茂社諸建物平面図』に、
三間二四間

忌子屋 桁行 七尺五寸間

はりゆき 七尺間

と見える他、『賀茂注進雑記』³⁸⁾第六造営・舎屋方に、寛永五年造替時の記録として、

四間 七尺五寸間也

忌小屋

三間 七尺間也

とあり、寛永四年の『賀茂造替神殿舎屋目録』⁽⁴⁰⁾には、

忌屋

一 七尺五寸間東西四間、七尺間北南三間、もや、や拵ひはた二のきひしき立、西北はた板、東三間内二間部一

間やり戸、南四間やり戸、中ノシキリ三間

やり戸、□アリこくミ天井、東西二間半ノ

ゑんあり

とやや細かい記述が見られる。

また、京都御大工頭の中井家文書中の「賀茂別

雷神社図面」⁽⁴²⁾の忌子屋の部分にも、

忌子屋

桁行四間四尺 梁行三間一尺五寸
檜天井小組 四間御中仕切ハ内法上壁

と見える。また、図面によると取合廊を以て幣殿

に接続する構造になっているが、先にふれた古絵

図には忌子屋のみで幣殿は見られないことから、

もともとは忌子殿は独立していたものと思われる。

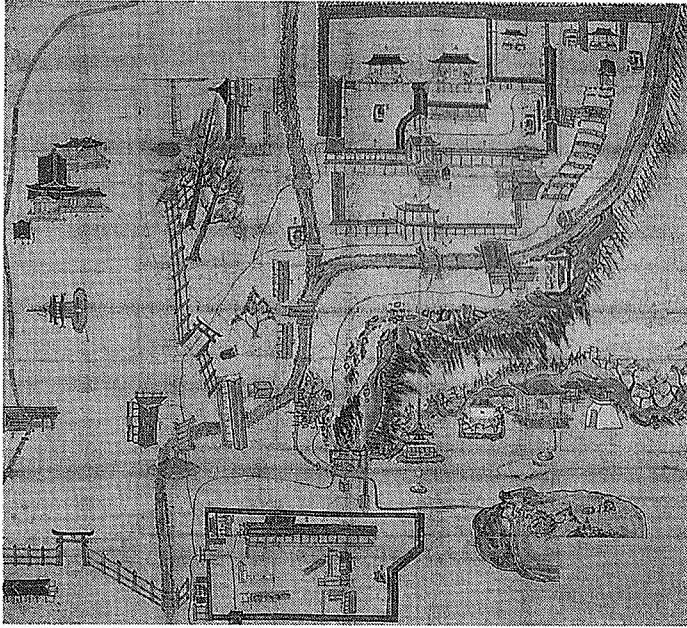
なお、『諸神事註秘抄』一月十一日條に、「於幣殿

有月次御祈禱之儀」として、「自忌子屋進于幣殿」

と見えて、神主以下忌子殿に参入して幣殿に進ん

だことが窺われ、その頃には既に両殿舎は相連な

って現在の如き構造になっていたことが確認され



「賀茂別雷神社境内古絵図」(『神道大系・賀茂』より)

る。忌子殿の現況は祈禱殿であることは先にふれたが、幣殿もまた祈禱殿待合所として用いられており、取合廊の脇に渡廊下を設けて両殿を往来出来る様式となっている。また、忌子殿の楼門廻廊側に古い井戸跡があるが、いつの頃掘られたものか、またいつまで井戸として使用されていたか、その使途は何であったか等については、現在ではわからなくなってしまうようである。上賀茂社社家町の西村家庭園に残る井戸を思い合わせ、かつてここで潔斎を行つた遺構かという印象も持つが、その水を本殿の清掃の用としたとも、また精進頭⁴³人の用いたものとも言われており、その真相は窺う術がない。

以上が、忌子殿の規模、構造、現況等についてであるが、さらに、忌子殿がどのような用途をもつ殿舎であったか、史料に基づき考究する必要があると思われる。

(二) 用途

忌子殿は、その名から忌子に関わりのある殿舎であるとおのずと解される。しかし、例えば、伊勢の神宮の子良は、神域の子良館において忌火による飲食を日常とし、禁河を課せられた徹底した潔斎の日々を送り、また、鹿島の御物忌も神野⁴⁴と呼ばれる清らかな地の物忌館で身の回りの世話をする老女にかしずかれてほぼ一生を過ごしたというように、子良館も物忌館もその常住の殿舎であった。これに対し、忌子殿は、本殿にほど近いその位置と殿舎の間取り、内部のしつらえ等から、むしろ祇候所であったと捉えるべきであると思う。例えば、『賀茂社年中御神事次第⁴⁵』の二月土解祭の條で、「先」是忌子参向忌子屋二相待」という記述が見られること、『諸神事註秘抄』等からも忌子が本殿祭に先立ち忌子殿へ参入したことが窺われる。

さらに、忌子殿の他の用途については、次のような史料によりわずかながら窺い知ることが出来る。『正徳元年正遷宮略次第⁴⁵』に、「次勅使次官人于忌子殿」と見え、遷御の行われる際、勅使及び次官が忌子殿に祇候したものと推

察され、寛保・安永の遷宮においても同様の記述が見られる。また、享和元年十一月廿六日の『賀茂別雷神社発遣奉幣次第並社頭儀』⁽⁴⁶⁾においても、勅使、次官が忌子殿に入った後、遷御、神宝奉納、祝詞と続き、「次使出忌子屋中門外洗手主水司儲之」と勅使は、忌子殿を出て手水を取った後、中門より入り御局西に着座し、次官より進められた宣命を奉読している。

また、『安永御造宮社記抜書』⁽⁴⁷⁾に、

到刻限而五官傳供之氏人等自己忌子屋出仕入于中門妻戸

と見え、『寛永造替遷宮記』⁽⁴⁸⁾上に、

享和元年五月廿六日権殿神宝渡御次第第一覽

今日午刻 五官番衆各各人宛傳供之氏從一番衆到五 參籠于忌子屋

という記述が見られ、五官（神主・正祢宜・正祝・権祢宜・権祝）や傳供の氏人の參籠所にも用いられたことが理解される。

この他にも、前述の『諸神事註秘抄』一月十一日条に幣殿における月次御祈禱の後、「於忌子屋神主以下酒直会」と見えて直会所に充てられたことが窺われる。

以上の史料により、忌子殿は、勅使及び次官の候所、五官や傳供に奉仕する氏人の參籠所として用いられ、また幣殿における月次の御祈禱の折りは直会所としての用を為したことが理解される。こうした殿舎の類例として、明治以前までは上賀茂社の第二撰社であった貴布祢社の神子殿があげられる。『賀茂注進雜記』に拠ると、「貴布禰端社神子一人自賀茂置之」と見えて賀茂社より神子という童女の祀職を置いたことが知られ、その職掌については『諸神事註秘抄』に拠り、本殿の御鍵を捧持したり、神饌の傳供に奉仕したことが窺われるとともに、その神子の名を冠した「神子殿」という殿舎が存したことが見えて、その用途については、社司が到着後、神子殿に参入して浄衣に改め、

また、祭典終了後に再び神子殿に退下して休息の後衣服を改めるという記述に窺うことが出来る。

ところで、前出の『賀茂群記類鑑抄出』別記には、忌子屋について次のような記述が見られる。

小御所^{一名忌子屋} 按是齋院臨神事之時而渡御之屋也。今無其儀忌子侍之故、俗謂之忌子屋也。忌子者社記云齋院代。
自齋院御坐之時有之云。於今者忌子所陪侍也。⁽⁵⁰⁾

これに拠ると忌子屋は俗称であり、本来は小御所であること、またその所以は、齋院が神事に臨んで祇候した殿舎であり、齋院の制の廃された現今においては忌子の候する場所であるから忌子屋と称するのであると説明づけている。管見の限り、境内の諸殿舎に関する図面や遷宮の記録等に忌子殿を「小御所」と記したものは見つからず、むしろ、忌子殿の初見と思われる前述の古絵図に拠れば、正殿、仮殿の西に院御所、小御所、神馬御厩と名称を附してある建物群中に見えるものが齋院の小御所跡に比定されることから、忌子殿と小御所とは別の殿舎であることは明らかであると思われる。

忌子殿と小御所は同一の殿舎ではないという一応の理解は得られたものとして、では、忌子殿に齋王が祇候されたかどうかという問題については、それを窺い知る文献がないため明らかに出来ない。賀茂祭における齋王の奉仕については、『延喜式』卷六・齋院司に、

凡齋王毎年四月中西日。參上下兩社祭。^{先參下社。暫留社外舍。脱換衣裳更着清服。即乘腰輿。却駕輿丁。令輿長⁽⁵¹⁾供。就社前左殿。事畢出社外。駕牛車參於上社。先留輿下。次就社前右殿。}

と見え、『貞観儀式』賀茂祭儀に、
齋王先詣下社暫留社頭幄脱御衣裳更着清服即駕腰輿入社⁽⁵²⁾（中略）未到社十許丈齋王下腰輿步行⁽⁵³⁾

と見え、さらに「上社次第行事如」此前但齋王就社前右殿座⁽⁵³⁾と記されている程度であり、下社においては社前左殿、上社においては右殿の座に就かれたと見えるが、それらがどの殿舎を指すのか、史料的な裏付けは残念ながら出

来ない。齋王制度の施かれていた当時の境内の様子は、前述の古絵図からの類推により窺い得るのみであつて、その頃に忌子殿が現在の場所に存在したかどうかという問題さえ、確実な回答は得られないのである。

したがつて齋王が忌子殿に候されたか否かの実際に関しては全く論じる術がないのであるが、先に見たように忌子殿が勅使の候所ともされたことを思い合わせると、貴人の候所という面と忌子を齋王代とする解釈とあいまって、忌子殿について齋王の祇候された小御所という伝承が生じたものと結論づけることが出来るのではないかと思われ⁵⁴る。

三、神田神事における忌子

次に、近世の上賀茂社祭祀における忌子の職掌を出来得る限り明らかにすべく、同社の年中行事記を繙き、その具体的な奉仕の事例をあげて考証したい。

上賀茂社年中祭祀において忌子が参向する神事には、正月一日御戸開神供・二月晦日土解祭・四月下旬植御祭・四月中酉日祭（賀茂祭）・十月晦日御田荳神事・十一月初卯日相嘗祭・十一月中酉日祭（賀茂臨時祭）・十二月廿九日小祭等があげられ、御戸開神供奉獻の際に本殿の東階下に祇候するといふ極めて特殊な奉仕ぶりが窺われる。これは、いずれも同社において重要な神事であるが、なかでも二月土解祭・四月植御祭・十月御田荳神事の三儀は神田での耕作に関わる神事であり、これらに忌子の奉仕が見られることは、その性格を窺う重要な手がかりになるものと思われる。本項においては、まず神田神事における忌子について、式次第を窺いつつ、その職掌を明らかにしたい。

(一) 土解祭

土解祭は、旧曆二月、稲種の卜占を行ない、その後吉日を選びて神主以下神前に祭儀を行い、當年相應の稲種に祓

えを修し、御田に参向してこれを蒔く神事である。『嘉元年中行事』に初見し、その次第は概ねそのまま近世まで保持されている。現行祭祀においては、既に神田が廃絶していることにより種蒔きの儀は行われないものの、稲種の祓えの儀はほぼ同じ次第で齋行されている。この神事は、風水害や旱魃、虫害等、稲の成育を妨げる厄災を除去して豊かな稔りを祈るもので、その趣旨は祈年祭と同じくすることから、現在上賀茂社においては土解祭祈年祭として毎年四月三日、大祭式を以て執り行われる。

〔土解祭次第〕

先 今日朝夕之御供者祭以前当番社司参勤之、到刻限_申社司各衣冠着土屋_{如常}

次 神供進筥自祝方奉献之

次 参于神前御戸開之儀如元日

次 神供奉備之、祝詞以下社司進退如元日之儀備了

次 自若宮社至片岡社巡拜

次 社司各復着土屋

次 神主祝忌子着細殿南軒下之座 神主_{西方} 祝_{東方} 忌子_{中央}
_{南面} _{南面} _{南面}

次 别当大夫兼日令卜当年相稻種色之吉凶持其勘文来而令覽之_{除障大夫} 披見了返渡于别当大夫
_{以朱点言稻}

次 矢刀称当年相応之稻種持来置于二鳥居之外切芝南方

次 神主祝出向于其稻于時神人持竹弓二張与箭二筋来而献神主、神主執持弓矢_{二張取持}射弘稻穗
_{而放二矢}

次 祝射之_{神人兼}
_{而擲登}

次 両官復本座神人所令射之稻穗持来神主祝忌子相互三度宛令拔落之、以紙請之裹之而渡于神人、神人請取之持

出于二鳥居外更持返之時警蹕三声来而各献之

次 神主祝忌子神供直会

次 土屋祠官各神供直会了而退座巡拝^{如常}

次 神主祝以前褻之種渡于権祝、社務代等各退出

次 権祝社務代忌子参向于神田蒔種之儀式、立榊^{付早} 卜苗代備神酒洗米煎大豆等^{混入} 祝禱豊年之賀詞退帰⁵⁵

当日、社司³⁶は各々土屋に参集。『諸神事註秘抄』には、「但社務代陰陽大夫^{冠各衣} 忌子^{千早} 垂髮^{五人淨} 傳供之輩^{五人淨} 精進頭人^{五人} 淨衣^{五人} 等者

刻限已前参集于社頭³⁷」と見え、これより先、社務代らとともに忌子は社頭に参集、その装束は千早、髪は垂髮にし

ていたことが窺われる。この後、社司等は神供進発に伴い土屋を発つ。神主以下神前に参進、御戸開の後、祝方より神前に神供を奉獻する。その儀畢りて、社司等は摂社巡拝の後土屋に復す。

一方、細殿においては、南軒下の座の階の東に円座を設け、神主、祝が忌子を中央にして南面して着座。但しこの座位については変遷があり、『嘉元年中行事』には、「ほそ殿のみなみのきざはしをへて東むきにざすゑんざ也祝は東

より参てみなみむきにざす、いんこはすこし社務にむきて祝がつぎにざす³⁸」と見えて、『年中御神事勤方略記』³⁹にも

「中古⁴⁰階、軒下⁴¹成」という注がある。次に別当大夫は、予め卜定した當年相應の稲を記した勘文を神主、祝等に被見する。この勘文は『諸神事註秘抄』に依ると、「兼日別當大夫認⁴²稲種之勘文⁴³令⁴⁴神人遣⁴⁵于陰陽大夫亭⁴⁶。仍陰陽

令⁴⁷ト稲種吉凶⁴⁸掛⁴⁹朱点於當年相應之稲種⁵⁰」^{但掛様白稲黒稲等之内三供⁵¹ 歟又者⁵² 歟掛⁵³ 点依⁵⁴ 年未⁵⁵ 定⁵⁶」}というもので、予め陰陽大夫の亭で卜され、神主領、

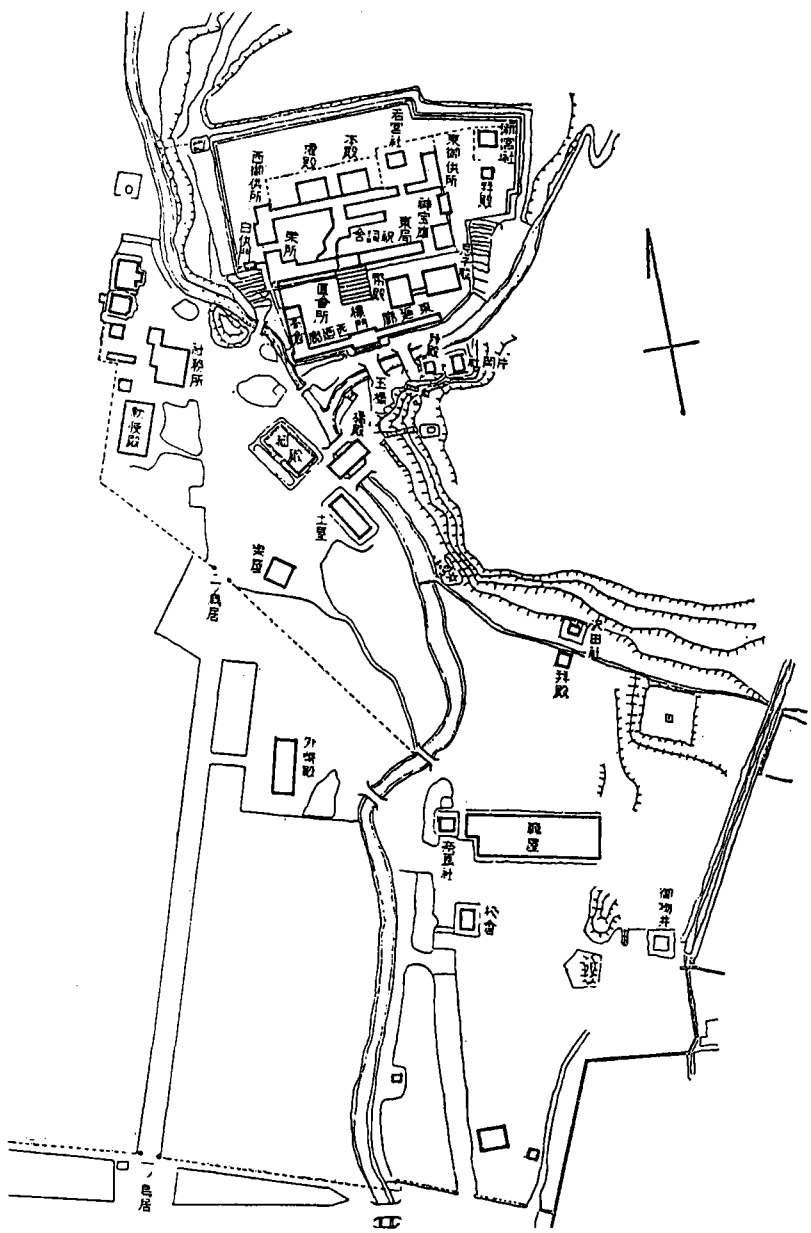
祝領のそれぞれに一坪は白稲、二坪は黒稲、三坪は赤稲というようにしるしのつけられた書状である。勘文被見の後、

神主は稲種を矢刀袵に持参させ、二鳥居を出て切芝（二鳥居前の芝地を指す）南方に置かせる。その稲種は二束で

「一束十把結也元来七十五筋充之由⁶¹」と見え、左右一対に建て置き、陰陽大夫はこの稲種の上に麻を置き祓い清め

る。稲種に南面して畳が鋪設され神主、祝の座となす。神主、祝は細殿より起座、二鳥居を出て稲種の前に進み、沓

搦して着座し座揖、続いて神主は竹弓に箭をつがえ稲種に射放つ⁶²。弓の弦は細縄で作り、矢は篠竹を用い長さ二尺五



寸ばかりという小さなものである。その儀は「執持弓二張先神主初矢祝乙矢二矢充一度放之次祝初矢神主射納之」と見えて、初めの矢は神主、次に祝、二矢はまず祝、次に神主が射納める。

その後、神主、祝は細殿の座へ復し、神人三人が「扱箸」と先に射られた稲種より三種を持ち来たり、神主、祝、忌子に渡す。扱箸とは、「以篠竹作之一對充本之方以紙捻括之矢刀祢調進紙者半紙五枚自預大夫渡矢刀祢

内三枚神主祝忌子等之料二枚者矢之料並畚之内敷紙等也」と見え、篠竹で本のほうを紙でくるんだもので、この箸を用いて、稲穂より稲種を扱き落として紙に請ける。その次第は、「先神主之前持参于時扱落之次忌子次祝其儀同前今神主次祝次忌子也神人三人而右三人一度充持也仍三人分以上合九ヶ度也云々」と見え、以前は神主、忌子、祝の順に、当時においては神主、祝、忌子の順で三度づつ行い、

各々紙に包んで神人に渡す。神人一人がこれを奉じ、二鳥居の外に出て、さらに持ち帰る時警蹕を三声かけ、再び神主、祝、忌子に献ず。神人退下の後、神主、祝、忌子並びに土屋に参集の社司等各々直会、了りて退座、撰社巡拝。

略内社境内神社別賀賀

その後社司等は二鳥居を出て退下するが、「於神主祝等者奈良社巡拝之後於板塀西之邊渡稲種権祝社務代等匡神主渡社務代正祝渡権祝也退下」と見えるように、神主、祝は奈良社巡拝の後権祝、社務代にそれぞれ稲種を渡して退下している。

その後、権祝、社務代、忌子は神田に参向し、種蒔の儀式を行う。「嘉元年中行事」においては、神主、祢宜両官が引き続き忌子とともに奉仕していることから、後に名代として社務代・権祝を参向させたものと思われる。神田におけるその次第については、まず神主（祢宜）田の苗代に禰を立て神供を献じ、その後、「祝禱豊年之賀詞再拝両段拍手如常」と権祝が祝詞を奏し両段再拝、精進頭人等もこれに応じる。続いて「次社務代権祝忌子等蒔所持之稲種一事三度」と、社務代、権祝、忌子がそれぞれ持参の稲種を三度づつ苗代に蒔き、御酒頂戴の後退下する。さらに、「次向于東之神田竹鼻門之外連左号籬司下作法同于祢宜田」として東の御田、つまり祝田に向かい、同様に苗代に禰を立て神供、その他の所作は祢宜田と同前である。ちなみに、祢宜田、祝田の区分は、本社神事において神供調進の際、祢宜方神供、祝方神供の別があり、両方から奉獻する場合と一方のみの場合があるとともに、傳供の際も、祢宜方は西、祝方は東より

傳進する違いが見られる。また、苗代への種下しの所作は、『嘉元年中行事』に拠ると、神主田においては、「すきとりて土をかへす、つきにたねをまく、たねは社務計也⁽⁷⁰⁾」と見え、祝田にては、「ことはて祝方の御田へまいる、まづすきをとりにたねをまく事祝計也（中略）すきをとる事は社務も有、祝方にては社務の後にする也⁽⁷¹⁾」と見えて、神主田では社務（神主）が、祝田では祝がそれぞれ鋤を執り自ら領田を耕して種を蒔いたことが窺われる。

(二) 植御祭

植御祭は、土解祭で蒔いた苗代の早苗を御戸代田に植える神事である。御戸代田退転後、戦前は境内の神田にて田植えを行ったという。現行祭祀においては、神田廃絶により御田植はないものの、本殿祭、沢田社奉幣の後、早苗のもとに小石をつけて半紙で包んだものを神事橋より川に投じて稲の成育を妨げる厄災を祓う神事が行われている。

〔植祭次第〕

先 已刻外陣朝夕之日供奉献之、当番參勤^{如常}

次 社司各着土屋^意

次 内陣之神供進<sup>其儀如常但
神供祝方</sup>

次 社司各着于神前

次 忌子着座

次 御戸開

次 神供献進于御内陣

次 祝詞

次 神供撤之了以上祠官進退等^{如常}

次 社司各起于神前而巡拝到于沢田

次 五官着于沢田神前座西上北面

次 奉幣如常、但祝詞了平伏之時神人持來稻実而捧于五官、以小石為稻実豊稔之祝儀秘々

次 各着于沢田拝殿南庭之座神主祝東座北上東面、祝方者南座東上北面

次 神人持來稻実而各捧于片岡以下祠官各祝賀豊年之儀

次 神供直会了

次 参拝于奈良社

次 権祝忌子社務代参于御戸代田上下之御田 植早苗立付四手 備桑神酒肴退出(72)

社司土屋参集、神前にて御戸開神供、その後撰社巡拝、本殿祭了りて後、沢田社に至りて奉幣、神人は稻実を持ち来たり五官に捧げる。この稻実については、『嘉元年中行事』に「石給事有」とあり、『諸神事註秘抄』に「以小石為稻實」祝賀豊年之儀、其儀先刻限已前矢刀祢拾採奈良石橋之下河中之小石入于御櫃(74)之」と見え、矢刀祢が石橋下の河中の良石を拾ったものである。続いて、沢田社拝殿南庭に中央に神主、北方に祢宜、南方に祝が座し、権祢宜以下祢宜方、権祝以下祝方各々座に着き、神人の持ち来たる稻実を請ける。その様子は、「各三斗取之以紙裹置之(75)」とあり、紙に包み置くようであるが、その後、神供、直会、各々起座し、「各先所通之稻實奈良石橋之上方乍裹投捨之(76)」として、奈良石橋の上より紙に包んだ稻実たる小石を投げ捨てる。この意義は、「是五穀無災害解除之儀也、其儀持左手後手投之(77)」と見え、五穀の厄災を祓うためであり、左手で後ろ手に投げる。その後、権祝、社務代、忌子並びに精進頭人は、奈良石橋より御戸代田へ向かう。御戸代田においては、「立神供御酒(78)」と、まず上之御田(祢宜田)に神を立てて神供、その後、「祝禱豊年之賀詞」再拝両段拍手(79)と権祝が祝詞を奏し再拝両段、精進頭人等もこれに応ず。次に、社務代、忌子、権祝に早苗が捧げられ、「社務代忌子権祝投早苗於御田(80)」

と、それぞれ御田に早苗を投じること三度、その後、御酒頂戴、退下、下之御田(祝田)に向かい、同様の作法を以て早苗を植えその儀を了わる。⁽⁸¹⁾

(三) 御田苧神事

権祝、忌子、社務代が御封田に参向し、苧り上げの収穫を行なう神事である。本殿での祭典がないためか「嘉元年中行事」には記述が見られない。また、神田の退転した現在では、この神事は行われていない。

〔御田苧次第〕

其儀各参着于御封田之南方^{号籠}筒下 于時神農夫執鎌而苧稻束来而置于籠筒下、解其束繩令乾日影

次 立榊於封田之南方而後三寸鳥喰之煎米大豆等備献于神田再拜祝詞了各直会

次 忌子執藤葛而縛搦矢刀柵之大指、其両大指之間榊枝結付之藤葛令懸末額、則此矢刀柵進御前而向于祝之亭

次 農夫荷稻相從之持参于祝之亭納置之、所縛之葛解之退出⁽⁸²⁾

神事に先立ち、矢刀柵が社務代亭に赴き参向の由を申し、権祝、忌子等にも案内の旨申し付ける。社務代、権祝は衣冠召具、忌子は千早垂髪召具に下女一人を伴い御封田に参向する。各々御封田南方(籠筒下と呼ばれ、予め設けられた座)に、西上南面して西方に社務代、中央に忌子、東方に権祝が着座する。神農夫が鎌を執り稲を苧り、御封田の南方に置き、その束の縄を解いて日に乾かす。ただし、近年は刻限以前に苧り上げて日に干し、各々祭員が参着した後、形ばかりの儀を行ったと『諸神事註秘抄』に見える。次に矢刀柵に稲の前に榊を立てしめ、御酒を備える。祝は再拜兩段、祝詞を奏す。その後各々直会。同じく『諸神事註秘抄』には、「重村記云祝詞以前農夫刈「来稻株」而渡」社務代権祝忌子等「于」時三分之榊之間三度投」之申「祝詞」云々⁽⁸³⁾と見え、祝詞以前に、社務代、権祝、忌子が稲束を矢刀柵の立てた榊の間へ三度投げ込むといった所作が行われたと記されている。直会后、忌子は藤葛を執り矢刀柵を

左右の親指に縛りからめ、その親指の間に神を一本挿し、さらに藤葛を矢刀柵の末額に掛けしめる。これについては「但近代不用藤葛以稲草或紙捻縛擲之匡於幼年之忌子者社務代権祝等之内相替役之」と見え、近代は藤葛のかわりに稲草や紙捻を用いたこと、また、この所役は忌子が勤めるが、忌子もし幼くて奉仕出来ない場合、社務代もしくは権祝が替わりに勤める旨が窺われる。矢刀柵の五指を藤葛で縛りからめ、神を立てることの意義は未詳である。しかし、童女である忌子がその役をなすこと、稲東が祝亭に到着するまでの間、その御霊を結びこめるといった呪術的意味合いがあるのか、もしくは矢刀柵がその行為によって、物忌みのしるしを帯びて御前役としての資格を得るのか等と推察される。その後、社司、忌子等は退下、矢刀柵は御前追いを申し、農夫が稲を荷い相従いて祝亭にこれを納め置く。御先は三カ所で行い、「先人竹ヶ鼻門之時一度次經今井橋之時一度次至于祝亭之時以上三ヶ度也」と見える。祝亭に稲を納めた後に、矢刀柵は縛りたるころの葛を解き退下するが、「矢刀柵所縛擲之葛祝妻解遺之云々」と、忌子が結んだ葛を祝の妻の手で解くといった点は、大変興味深く思われる。

以上、上賀茂社における神田神事を概観し、忌子の奉仕内容について考察した。神田神事は神前に奉獻する神供を、柵宜方、祝方それぞれの領田である御戸代田で耕作する為に行う神事であり、『諸神事註秘抄』の当時には、そのうち境内で行われる儀については、神主、祝、忌子が奉仕し、御戸代田に祭場を移しては、神主の名代として社務代、祝の名代として権祝が忌子とともに奉仕している。柵宜方、祝方のそれぞれの代表者とともに、忌子が御戸代田である柵宜田、祝田の神事に臨むさまは、忌子の立場が神田耕作においていかに象徴的に重要な存在であるかを暗に物語っているのではないだろうか。また、忌子が矢刀柵に対して行う呪術的な行為は、その意義は未詳であるが、忌子が稲霊に対して何らかの作用を及ぼすことの出来た存在であることの痕跡をそこに認めることが出来るのではないかと思われる。いずれにしても、上賀茂社の忌子の職掌は、神田神事と密接な関わりを持つことが指摘され、そこには、神宮の大物忌の子良や大嘗祭悠紀田・主基田における造酒児の奉仕と共通する要素を見出すことが出来ることにも、

これに拠つて同社における忌子の性格付けも、ある程度可能になるであろうという結論が導かれたと思われる。

四、御戸開神供における忌子

本項では、忌子の性格を論じる上で、もうひとつの要素として指摘し得る御戸開神供奉献における忌子の祇候座について、考えてみたい。

忌子の参向が見られる神事は、前項で述べたように正月一日御戸開神供をはじめとする諸祭であるが、それらのうち十月の御田疇神事のみは本殿祭が行われなため例外として、その他は本殿御戸開神供が奉献される神事であり、忌子は本殿東階下に祇候することをその任としている。御戸開神供が奉献される神事はこの他に節供祭があるが、それらには忌子の奉仕が見られないことから、忌子の参向する神事は上賀茂社における重要な祭祀に限られていると考えられる。

ここでは一月一日の御戸開神供奉献について式次第を追つて考察したい。

〔御戸開神供奉献式次第〕

(前略)

次 祢宜祝左右相分参進之、

経路如御神供、祢宜方者神前西透廊之座

查攝座攝如
常北上東面

祝方者着神前東渡殿之座

查攝座攝如
常西上南面

次 忌子着神前東階下之座

次 預大夫捧御鍵於祝、此間衆人着西楽屋座

次 祝起座進階下 参昇于神前一攝 開御戸、此時祠官氏人動座平伏

(中略)

次 祝閉御戸于時社司氏人平伏^初、此儀^初閉御戸合御鎖之時預大夫御鎖包之紙挿杖持来而献于祝、祝裏了退下

次 忌子退座

次 社司各退座⁽⁸⁹⁾

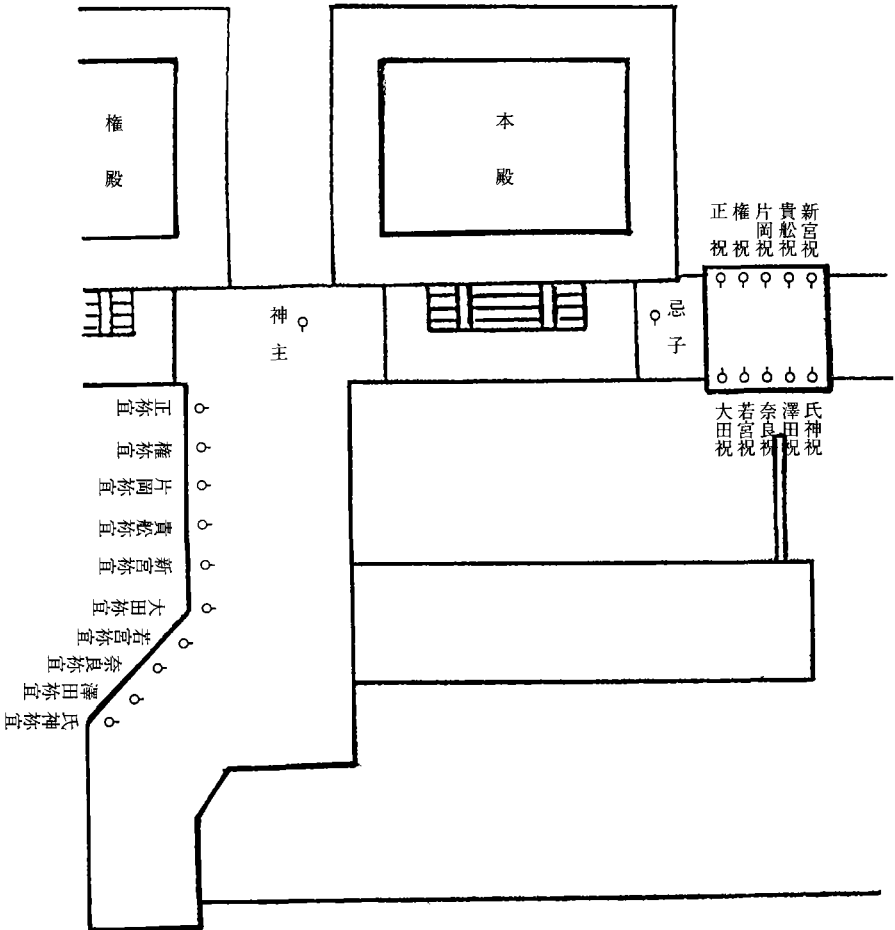
御戸開が行われるに先立ち、忌子は本殿東階下に祇候、祝により御戸開、神供奉献、祝詞奏上、神供を徹した後、御戸閉、忌子は座を退くという次第である。「忌子着神前東階下之座」については、「御神事勤方略記」⁽⁹⁰⁾に、「其儀出自直會所祝方^注廻自東渡殿進于神前一拜着座但今多社司不進以前着座也」と見え、本来は祢宜、祝等の着座した後、忌子が参向して本殿東階下の座に着いたものと思われる。式次第として引用した「賀茂大神宮年中神事略次第」に見られる頃には、忌子は社司より先に着座することになっており、いささかその扱いに違いが見られてくるようであるが、あるいは時代の変遷とともに社司の人員が増えたために、最も本殿の御側近くに座を占める忌子を便宜上あらかじめ着座させたものかと推測される。その本殿東階下には忌子の着く円座が設けられ、伺うところに拠ると、かつて床板に円座の跡がうつすらと残っており、忌子の候した跡であると伝えられていたということであった。忌子が着座してから御戸開がなされ、御戸閉の後ただちに忌子が退下することは、忌子の性格を考える上では大変興味深い問題である。しかも、忌子は、一拝して着座するほかは、何の所作もなく、ひたすら祇候するのみである。このことは、どのように捉えるべきであろうか。「御神事勤方略記」には、宝暦八年四月廿四日植御祭御戸開について、次のような記事が見られる。

今日神主已下雖着于神前座右渡殿之座忌子不参于時預兼資持御鍵進于透廊此時神主正久云小忌子不参之間暫時可
見合旨依之預其俣婦于西御供棚追付忌子白頭女参勤着于例座其後神前之儀始然者今日忌子於遅参者暫可合見乎⁽⁹²⁾

忌子が遅参し、本殿東階下の忌子の座が空席の状態のまま、預別当が祝に御鍵を進めようとしたところ、神主正久は忌子が不参のため暫し御戸開は見合わせるよう指示し、ようやく忌子が着座したところで常のごとく神前の儀を執行

したというもので、ここに、忌子不在のまま御戸を開けることの出来ない、つまり忌子は何の所作がなくても、そこに祇候することそのものに重要な意義があるのではないかと想察させる何かが感じられるように思われる。賀茂社と大変由緒の深い、もとは撰社であった貴布祢社においては、本殿御鍵を捧持するのは神子という童女の役であり、このこともまた、忌子の奉仕ぶりと対応して興味深い事例であると思われる。座田司氏元宮司は、忌子は本来はもつと御霊代の

社司・忌子の本殿前祇候座位図（『賀茂社年中御神事次第』に拠る）



近くに祇候したものと推察していた⁽⁹³⁾ようであるが、玉依日女の顕現として、忌子が御祭神の最も御側近くに奉仕したという伝承が生じるのも当然の帰結ではないだろうか。ひたすら本殿東階下で祇候する忌子は、玉依日女であり、またある者には、高貴な女性奉仕者である齋王の代行者とも見られたのではないであろうか。

また、『賀茂社年中御神事次第』には、正月一日御戸開神供における神主以下二十一職の社司及び忌子の座位を示した図が見られる⁽⁹⁴⁾が、これに拠ると、忌子の祇候座は本殿を背にしていることが窺われる。(前頁参照)これも忌子の特殊な立場を思わせるものであるとも受け取ることが出来るが、しかしながら、この問題については、同社の本殿の構造上、仮に本殿東階下において忌子が本殿を向いて着座すると、目の前にある階段の段差が急なため視野を全く塞がれてしまうことが想像され、また他の祭員の姿も全く目に入らない状態となり、頗る不便を生じるであろうという藤木権祢宜のお話に拠り、また筆者も本殿祭に実際に参列してその印象を強くした。忌子の着座の向きについては、そのような実際のな事情を考慮する必要があることを指摘しておきたいと思う。

しかしながら、忌子が本殿東階下に祇候することは、忌子の性格を窺う上で、大変重要な問題である。そこには、本殿の御鍵を管理し、御戸開の手附初を行う神宮の大物忌の子良や、内陣奉仕をも掌る鹿島の御物忌及び諸社の物忌童女等の奉仕に相通じる特質を秘めている可能性が窺われるものと思われる。先に見た、神田神事における忌子の稲霊との関わりとともに、そこに神の最も御側近く仕え奉る清らかな童女としての忌子の神聖を見ることが出来る。

ところで、最後に補足して述べるならば、『諸神事註秘抄』四月中西日の條に、忌子が本殿に参向する迄の次第の中でこの一箇所に見られる興味深い記述がある。

忌子等参向于社頭忌子千早排袴垂髪持繪扇路頭乘輿丁四人素襖一人先驅指從婦人一人
下女一人於二鳥居外下輿下女負之經祢宜方簪橋玉橋樓門等入于忌子殿

これに拠ると、忌子は輿に乗って参向し、二鳥居前で輿を降り、下女に背負われて忌子殿に参入している。この記述は、さながら齋場より大菅宮へ赴く造酒児の姿を思わせる⁽⁹⁵⁾。神宮の子良については、より厳格な配慮を以て、神域か

ら一步も外へ出ることの許されない徹底した斎戒のもとその任に勤める故にこの限りではないが、穢れを忌み地に足をつけない童子女の例はこの他に筆者の知り得るかぎり、鹿島神宮の御物忌が神野の御物忌館から本殿に参向する際、拝殿迄輿で乗り入れたという他、鹿島神宮の跡宮という伝承を持ち現在も物忌代の童女が例祭に神楽を奉納する茨城県潮来町大生宮の場合も、童女はいにしえは輿に乗ったと言われ、現在は背負われて本殿に参向するというものがある。また、祭礼稚児については新潟県弥彦神社の燈籠神事に神楽を奉納する稚児も、静岡県熱海の来宮神社の例祭で神楽を奉納する童女も、京都祇園祭の長鉾稚児や松尾大社御田植神事の植女の童女も、地に足をつけずに人の背に負われて祭場に臨むという特徴が見られる。様々な事例の中には単に幼い者が長い道中を歩けないので背負うといったものもあるかもしれないが、大部分はそこに信仰的な要素が見られる。忌子については、この一部しかこうした記述が見られないことからどのような解釈をすべきか定めかねるが、看過し難い問題として留め置きたいと思う。

結び

賀茂社における忌子は、その存在は知られつつも具体的な姿の見えない、謎に包まれた童女であった。その来歴を尋ねると、伝承の上では、上代の女性祀職斎祝子の後身であり、その信仰的背景には玉依日女―阿禮乎止賣の姿があった。忌子は『延喜式』齋院司・相嘗祭の條を文献上の初見とし、制度上は明治四年まで、上賀茂社に一人、下鴨社に二人その任を守る童女が存在した。下鴨社の忌子については、それを考証する史料に制限があり、その祭祀における具体的な奉仕例も神田神事をはじめとする諸祭の早い時代の退転によって窺い知ることが困難な状態にあるため、本稿では取り上げることが出来なかつたが、同社においても、忌子女庁屋や忌子の始祖を祀る社等、その存在の重さを知り得る伝承が残されており、考慮すべきところであると思われる。

上賀茂社の忌子については、神田神事での奉仕と、御戸開神供奉における祇候の座に、その性格を特徴づける手がかりが見出されるように思われる。同社の忌子には、玉依日女伝承を背景にした聖なる童女の面影が残存しており、それは時に、賀茂齋王の代行者と仰がれる所以となったのであろう。したがって、従来忌子は御阿禮神事に奉仕する阿禮乎止賣としての側面にのみふれられてきたが、上賀茂社随一の秘儀御阿禮神事に阿禮乎止賣として忌子が奉仕したという確実な記録はないことを考えると、御阿禮に奉仕したかどうかに関わらず、同社における忌子の神聖さ、その祭祀における特別な位置は、神田神事と御戸開神供奉の祇候座の考察により窺うに足るのではないかと思われる。上賀茂社における忌子は、玉依（たまより）の伝承―清らかな女性に神の御霊が依り坐す―の投影された童女であるとともに、その職掌には稲霊の奉斎と御祭神の最も御側近く仕え奉るという二点が窺われ、それはまた祭祀の古態をよく偲ばせる神宮の子良と大嘗祭の造酒児の持つそれとの共通の要素と捉えることが出来る。忌子はそうした童子女の祀職との関連で位置づけられるべきであり、齋王代という従来の解釈は見直すべきではないかという私見をここに述べて、上賀茂社の忌子についての一試論を締め括りたいと思う。

注

(1) 神宮の物忌は『皇太神宮儀式帳』・『止田氣宮儀式帳』に初見し、内宮においては、本宮九員（大物忌・宮守物忌・土祭物忌・酒作物忌・清酒作物忌・瀧祭物忌・御鹽燒物忌・土師器物忌・山向物忌）、別宮四員（荒祭・月讀・伊雜・瀧原の各物忌）で、外宮は、本宮五員（大物忌・御炊物忌・御鹽燒物忌・菅裁物忌・根倉物忌）と別宮多賀宮の一員で、そのうち、内宮の宮守物忌・山向物忌のみ童男、あとはすべて童女が勤め、それぞれ物忌父が共に奉仕した。その後職制・人員の変遷を経て、その父を以て物忌と称し、童子女は子良と呼ばれるに至るが、物忌父が増員するのに対し子良はやがて両宮とも大物忌の子良ひとりとなり、明治四年の御改正に及んだ。大物忌の子良の職掌は重く、それ故に神域の子良館にて日々潔斎に勤め、月水と親喪に際しては解任を避けられないという徹底した清浄さを期され、また、こうしたことから

(2)

「物忌」とは、忌み慎み清まわりて御祭神の御側近く御仕え申し上げる態をそのまま職名としたものと推察される。

戸座は、『延喜式』卷三・臨時祭に「凡戸座取七歳已上童男ト食者充之。若及婚時。申辨官充替。」(國史大系本六八頁)と見え、七歳以上の童男をトしてこれに充て、婚時に及ぶと解任することが窺われる。また、『類聚三代格』に収められる天平三年(七三一)六月廿四日の勅に、戸座のト貢について、男帝の時は阿波、女帝の時は備前、また、皇后の戸座は備中の國における特定の部族より補任させること(國史大系本二九頁)が定められており、これは、それら部族に対する信仰的な職掌観に基づくものと推察される。また、戸座の職掌は、宮中内膳司に祭られた籠神三座のうち、天皇の供御を炊ぐ庭火の籠と新嘗・神今食の御膳を調えた忌火の籠に奉仕したものとと思われる。これらの籠は、天皇の寿命を守る霊物として崇められ、御代替り及び内裏の炎上などで天皇が他所へ行幸になる時はともに移座し、その渡御の儀は、権大納言・中納言以下が供奉するという鄭重さであった。戸座がこうした籠神に奉仕したことは、火の清浄さを守るためには、童男がその任にあたるのがふさわしいと見做されたことに拠ると思われる。

一方、火炬は、主殿寮に所属し、『延喜式』卷三十六・主殿寮に、「火炬小子四人。中宮不在此限。取山城國葛野郡秦氏子孫堪事者為之。齒及冠婚申省請替。」(國史大系本八一三頁)と見え、山城國葛野郡の秦氏の子孫より事に堪える者を充てたことが窺われる。また、伊勢の齋王にも戸座・火炬が奉仕しており、『延喜式』卷五・齋宮に、「ト戸座一人。取山城國愛宕郡鴨縣主氏童子。火炬二人。郡秦氏童女。右始自初齋院至于參入太神宮奉仕。其齋王入伊勢齋宮。即各替却。」(國史大系本一〇七頁)と見えて、初齋院及び野宮においては鴨縣主の童子を戸座に、秦氏の童女を火炬にト用している。さらに齋宮寮に入ってから、「凡齋王到國之日。取度會郡二見郷磯部氏童男。ト為戸座。其炬火取當郡童女ト用。但遭喪及長大即替之。」(國史大系本一二八頁)と、度會郡二見郷の童男、童女をト用することが見られる。その居住する土地を移すことによりその童子女をト貢せしめていることは、戸座、火炬が忌火を守り清浄を尊び、また國境の儀礼とも関係して齋王の身辺においてその靈的な加護を行うといった何らかの宗教的役割をも担っていたのではないかと想起させるものである。

「貞觀儀式」春日祭儀に、「祭日平且神祇官人率物忌童女掃除神殿内」(故實叢書本六三頁)「神部四人進執内藏幣」入授物忌退出物忌進納神殿退出(同六五頁)という記述が見られる。また、園井鞆神祭儀・平野祭儀においては、「炊女かきめ」が供物の辨備、舞の奉仕等を勤めている。

(3)

(4) 鹿島神宮における御物忌は、童女のうちに嚴重な龜卜により選定され、補任後は親喪に預かることもなく、ほぼ終身神仕えの日々を送った女性祀職で、本殿祭の御戸開及び遷宮の儀において御鑰を掌るとともに、内陣における幣帛の出納をその任とし、制度上は明治四年まで存続した。

(5) 諏訪上社大祝は、御祭神の後裔と伝えられる神氏の一族より選ばれた穢れない童子で、嚴重な潔斎の後に職位し、郡外不出、死穢・血穢を避ける等の禁忌を守り、諏訪大神の御神体として信仰された、謂わば生き神的存在であり、制度的には幕末まで維持されていた。また神使は、大祝の同族より選ばれた六人の童子で、大祝の分身として一年間その代役・補佐を勤めた。

(6) 「忌子」の職名も、また前述の物忌と相通じるものがあると思われる。賀茂社の他に、宇佐神宮においても、享徳四年(一四五五)編纂の「宇佐神宮齋会式」(「神道大系・宇佐」六七二頁等)に「忌子」という童女の奉仕の記述が見られる。また、宗像社邊津宮においては、忌子祢宜という祀職があり、こちらは、成人男子の任であるが、応安八年(一二七五)注進の「応安神事次第」に拠ると、大晦日から元日にかけて西神殿で大宮司の代りに忌籠をすることをその任とする(「神道大系・宗像」三二九頁)ことから、あるいは職名もそれに由来するものと推察される。

(7) 新訂増補國史大系「延喜式」一三四頁。

(8) 注(7)、四一六頁。

(9) 下鴨社の忌子については、近世の文献にも乏しく詳細は知り難い。わずかに、下鴨社祢宜泉亭俊春が編纂した『鴨縣纂書』(奥書に拠ると明治七年の編、東京大学史料編纂所所蔵)に採録された「鴨縣主家傳附録」中巻に、元禄七年から安永二年までの忌子の歴名が見られ、さらに降って賀茂御祖神社所蔵の明治二年の「鴨社諸役人帖」に「忌子女二人(氏人)」、明治二十七年の「御祖神社御事歴以下明細調記」に、「忌子二人近年中絶、童女勤之、月水ヲ度トシテ辞退ス。」と記されているのが見られる。ちなみに、『延喜式』卷十五には一人とある忌子が、近世には二人の奉任になっていることは、その変遷についてもよりそれを知り得る史料がないことから論じることが出来ないが、上賀茂社の御祭神が一柱であるのに対し、下鴨社は二柱の御祭神をお祀りするためであろうとも考えられる。しかし、上賀茂社の忌子が齋王代と仰がれるほどの伝承を持つのに対し、下鴨社の忌子は、雑仕女とあまり変わらない捉えられかたをしていること等、両社の忌子はその性格において必ずしも同一視出来ない面があると思われる。

(10) 鎌倉時代の年中行事記で原本は賀茂別雷神社所蔵。「日本祭祀行事集成」第三巻に収められ、「いんこ」についての記述は一五頁に見られる。

(11) 奥書に拠ると、延宝二年葉室中納言の需めに応じ社中祠官が纏めたものとある。記述が比較的簡略で、祭典の次第を順を追って窺うのに適しており、同社の年中行事として最も広く世に知られている。「日本祭祀行事集成」第七巻に収められている。

(12) 賀茂別雷神社所蔵。全四冊から成り、儀註が豊富であることから神事の詳細を窺うのに最も適している。翻刻はなされていない。

(13) 『伴信友全集』第二巻（昭和五十二年、ベリかん社）二五七～二五八頁。

(14) 井上光貞「カモ県主の研究」（『日本古代史論集』上巻所収、昭和三十七年、吉川弘文館）九六頁。

(15) 『續羣書類従』第七輯下、二三四頁。

(16) 注（15）に同じ。

(17) 注（15）に同じ。

(18) 注（14）、一〇八頁。

(19) 齋院の日常については明らかでない点が多いが、大齋院と称された選子内親王の頃の齋院御所が情趣に充ちた社交場として宮廷社会から注目され、中宮定子・彰子の後宮に匹敵するほどの一種の文学サロンを形成していたことは夙に知られており、神仕えの日々の中にもそのような華やかな側面のあったことが理解される。

(20) 賀茂祭院の卜定後の宣命については、『類聚國史』巻五、淳和天皇天長八年十二月壬申の條に、

天皇御命坐。掛畏皇大神申給久。皇大神阿礼乎止賣進留内親王。齡毛老。身安毛有依。令退出代。時子女王。

卜食定進狀。參議左大辨正四位下藤原朝臣愛發差使申給久。并奉幣。（國史大系本六〇頁）

とあり、また、『日本三代實録』貞観十九年（元慶元年）二月廿四日の條に、

天皇詔旨止掛畏賀茂大神廣前申賜倍。忝以拙劣天日嗣受賜。恐懼判大坐。皇大神厚護依。天皇朝廷平久無事有倍。自今以後毛賜比明護賜依。食國乃天下愈益平久可。有。又前侍之儀子内親王身安重依。太上天皇御時令退出。今新嗣位天相替可。奉仕物奈利為。敦子内親王卜定阿礼乎度女進狀。參議刑部卿正四位下兼

行動解由長官近江守菅原朝臣是善差使。宇豆^ホ大幣^ノ令^テ捧持^ス進^ル久^シ恐^ル恐^ル恐^ル毛^美申賜^メ波^久申。〔國史大系本三八五頁〕
と見えて、齋王を「阿礼乎止賣」「阿礼乎度女」と表記している。

(21) 注(13)、一五七頁。

(22) 肥後和男「賀茂傳説考」(『日本神話研究』所収、河出書房、昭和十三年)二六四頁。

(23) 座田司氏「御阿禮神事」(『神道史研究』第八卷二号、昭和三十五年)七五頁。

(24) 賀茂祭の翌日、齋王が御阿禮野の神館から紫野の齋院御所へ還啓される儀(環立の儀)がかつて行なわれていたことは、「嘉元年中行事」の、
一御まつりのつぎの日はむらさきの、かへりあそびとてゆかしき事侍けれども、さいんた、せ給ずなりてはそのぎもなし、(注(10)の二二二頁)

という記述によって推察されるときにも、「後二條師通記」寛治五年(一〇九二)四月(別記)廿一日庚戌の條に、「午刻殿下・北政所令參紫野神館給」(大日本古記録『後二條師通記』中、二六頁)と見え、同じく寛治七年(一〇九三)四月十六日壬戌の條に「午時參神館、^{也、直衣}暗有雲、大盤有御見物事、奉待院之間、時剋推移、仙院渡御神館、片舞如常、^{先是近衛將相率參}神館云々」(大日本古記録『後二條師通記』下、五五頁)等の記述にわずかに窺うことが出来、諸使に酒肴や祿を賜る事が行われていることが「江家次第」にも見られる(故實叢書本二二五頁)が、これを紫野の齋院御所ではなく内裏で行ったとする捉え方もあり、御阿禮野の神館での逗留の問題と併せて不明な部分が多い。

(25) 所功「京都の三大祭」(平成八年、角川書店)七〇頁。

(26) 真弓常忠「御阿礼考」(『皇學館大學紀要』第十四号、昭和二十一年)二九頁。

(27) 注(10)、一一八一―一九頁。

(28) 齋院の神館跡については、黒川道祐「近畿歴史記」の「上賀茂行程」のくだりにも次のような記述が見られる。

御生所ヲ南ニ去ルコト半町許リ路ノ東ノ高キ所ニ幄屋ノ形アリ。男女參詣拜禮ス。婦人特ニ渴仰ノ體也。凡幄屋ノ柱ハ本アリ。一本毎ニ白紙ヲ裂キ結付ク。是ヲ結ノ神也ト云ヘリ。予怪思ヒ初ヨリ案内ノ社司ニ尋ヌ。社司潜カニ耳ヲ屬ケ語ラク、コノ幄屋ハ古ヘ今日齋院西賀茂ヨリ此幄屋ニ入り祝詞ヲ讀ムヲ拜所也。齋宮ノ拜所ナル故ニ婦人得ニ尊崇シ此ノ所ヲ拜禮ス。古ハ廣キ幄屋ノカマヘトミエテ草ノ間ヲ尋ヌレハ八本ノ柱ノ礎ノ石アリ。今ハ形計リノ儀ナリ。(新修

京都叢書第三卷、二四頁)

齋王が御阿禮神事に臨まれたという伝承が、江戸時代にはその地をして民間の縁結びの信仰に変貌せしむるまでになつていった様子が窺われる。

(29) 注(26)、二八頁。

(30) 新訂増補國史大系『朝野群載』三〇〇―三〇一頁。

(31) 注(13)、二五八頁。

(32) 橋殿祝詞は、賀茂祭における走馬の儀の前に神主が藤葛を冠に巻き、また襷にして袍の上より掛けて、橋殿の南階より浅沓をはいたまま昇殿して斜め神殿に向かい立ったまま奉仕するもので、一方、神館祝詞は走馬奉行が烏帽子に藤葛を巻き、狩衣の上に藤葛の襷を掛け、御阿禮所前山驅走馬の前に神山を望む北の方に向かい、立ったままで奉仕する祝詞で、どちらも同文である。

(33) 藤木保治「賀茂の民俗『サンヤレ祭』に就いて」(『神道史研究』第二十四卷五・六号、昭和五十一年) 三五三―三五四頁。

(34) 国立国会図書館古典籍史料室所蔵、『賀茂社記録』全九七編の四九号。文化十五年写。

(35) 注(26)、二九頁。

(36) 坂本和子「賀茂社御阿禮祭の構造―阿禮乎止賣の奉仕を中心として―」(『國學院大学大学院紀要』第三卷、昭和四十七年) 一一四頁。

(37) 賀茂別雷神社所蔵。京都市指定文化財で現在は京都国立博物館に寄託管理されている。

(38) 延宝七年編。昭和十五年、賀茂別雷神社刊。

(39) 注(38)、八一頁。

(40) 国立国会図書館古典籍史料室所蔵、『賀茂社記録』全九七編の二二号。安政五年写。

(41) 中井家文書は、江戸幕府の京都御大工頭の中井家に伝えられてきた文書であり、内裏・城郭・公家屋敷・武家屋敷・寺院・神社等の近世の作事に関する資料が中心である。京都府立総合資料館所蔵。

(42) 作成年月日は未詳。彩色の絵図で一九五・四×二八〇・六センチメートル。

(43) 精進頭人は社家の内毎年五軒宛の頭屋が廻り、別火を守り、食器は新調し、参拝の往復には扇で面を翳し人に顔を合わせ

ず言葉を交わさない等、嚴重な精進を第一として一日も欠かすことなく社務所に詰めて奉仕した。また、毎旬幣殿の掃除をしたということから、あるいはそのための井戸かという推測もされている。

(44) 年代は不明であるが、奥書に正四位下賀茂縣主季治と見える。嵯峨井建氏所藏。

(45) 宮内庁書陵部所藏、『賀茂下上社及末社正遷宮一會』全一一九編の三七号。

(46) 宮内庁書陵部所藏、『賀茂下上社及末社正遷宮一會』全一一九編の四二号。

(47) 国立国会図書館古典籍史料室所藏、『賀茂社記録』全九七編の一七号。

(48) 国立国会図書館古典籍史料室所藏、『賀茂社記録』全九七編の二〇号。

(49) 注(38)、一一二頁。

(50) 国立国会図書館古典籍史料室所藏、『賀茂社記録』全九七編の四六号。

(51) 注(7)、一三三頁。

(52) 増訂故實叢書『儀式』、七四〜七五頁。

(53) 注(52)、七五頁。

(54) 下鴨社においては、忌子殿と呼ばれる遺構は存しない。忌子殿の所在については、泉亭俊春編『鴨縣纂書』(東京大学史料編纂所所藏)に「忌子屋柘直卿記二見ユ旧齋院御所ノ邊ニアリ」と見え、『賀茂社舊記』(東京大学史料編纂所所藏)に「應保元年柘直記」として、「鴨御祖神社神殿等事」と列挙される殿舎の中に「忌子殿屋」と見えるのみである。しかし、「應保元年柘直記」は、その信憑性について検討すべき余地を残す史料であり、そのように伝えられているという理解に留めたい。また、賀茂御祖神社権宮司荒木直人氏は、「鴨社河崎社考」(鴨社叢書1『鴨社の絵図』所収、平成元年、財団法人礼の森顕彰会事務局)において、現在賀茂齋院御所跡と伝えられる境内地に鎮座する撰社稲荷社の由緒について、稲荷社はもと忌子女庁屋に祀られていた忌子女と雑仕女の始祖社であると論じ、忌子女庁屋は文明二年六月十四日の乱により焼亡し、その宮域に祀られていた忌子女始祖社は、安永三年十一月廿五日造替、稲荷社と稱し、現在愛宕社と相殿で齋院御所跡に祀られていると述べている。また、同論文において、賀茂齋院歴代齋王神靈社についてもふれて、現在は白髭社相殿として祀られているが、もとは忌子女庁屋の宮域に鎮座していたと指摘している点も大変興味深く思われる。

(55) 注(11)、一七二〜一七三頁。

(56) 上賀茂社の社職制は、神主・祢宜・祝・權祢宜・權祝各一員を以て五官とし、片岡社・貴布祢社・新宮社・大田社・若宮社・奈良社・沢田社・氏神社の八社に祢宜、祝を各一員置き、併せて社司二十一職と称した。自余の氏人百四十名は互いに参加して事務を掌り、祭司行政を総括する長官である「社務」は神主が當職した。また「社務代」は神主の代理として祢宜方の社司より出したものと思われる。

(57) 注(12)、二卷五五丁。

(58) 注(10)、一一五頁。

(59) 安政四年写、嵯峨井建氏所藏。

(60) 注(12)、二卷五九丁。

(61) 注(60)に同じ。

(62) 弓矢を以て射祓うことは、同社においてはその他、六月の名越祓において「神人くわのゆみよもぎのやを社務と祝とにわたすようぬしてやをはけて御はらへのはつるをまつ、ことはてぬるよしを神人申せばゆみやをはらへにむけてはなちすつ、其後ちのわ身をのこゐてすつ」と『嘉元年中行事』(注(10)の二二四―二二五頁)に見られる。

(63) 注(12)、二卷六〇丁。

(64) 注(63)に同じ。

(65) 注(12)、二卷六一丁。

(66) 注(12)、二卷六二丁。

(67) 注(12)、二卷六三丁。

(68) 注(67)に同じ。

(69) 注(67)に同じ。

(70) 注(58)に同じ。

(71) 注(58)に同じ。

(72) 注(11)、一七七頁。

(73) 注(10)、一一七頁。

(74) 注(12)、三卷二八丁。

(75) 注(74)に同じ。

(76) 注(12)、三卷三九丁。

(77) 注(76)に同じ。

(78) 注(12)、三卷四〇丁。

(79) 注(78)に同じ。

(80) 注(78)に同じ。

(81) 下鴨社においては、神田は近世にすでに退転しているため忌子の奉仕も見られないが、参考までに管見の記録をあげると、土解祭については、『賀茂皇太神宮記録』巻一・年中行事「二月土解祭事」(東京大学史料編纂所蔵、泉亭俊彦蔵本の寫)に、

日不定獻御祭之御饌 日朝御饌之儀外如正月元日獻日御饌也 今日御饌用餅也自余饗饌等無用相替也 畢而祢宜祝着舞殿 舞殿之中間鋪儲圓座三枚 祢宜祝南向忌子北向着坐 時厨司持參於稻也 雜仕女取之而渡之忌子 忌子取稻扱之次祢宜祝扱之各以三把而三筋宛扱之 畢而祢宜祝退下 又祢宜祝末社司等着舞殿有御座 二獻之後雜仕女自懷中出御占形而渡之祢宜祢宜一覽之而渡之祝 祝一見之 事訖而退出

と見え、また『賀茂御祖皇太神宮年中行事』(元禄七年二月注進、神宮文庫所蔵)に、

二月晦日 土毛神事舞殿におゐて忌子雜仕女稻種の御占之儀式御座候 事訖て社司お固所歛盃仕事ニ御座候 御占は陰陽寮より勘進申事ニ御座候 當時退転申事ニ御座候

という記述が見られる。また、植御祭については、同書に、

吉日良辰を擇ひ候て乙女子等神田を殖申神事ニ御座候 當時退転申候

とあり、また、『神事執要』(安永八年寫、京都府立総合資料館所蔵鴨脚家文書二四七号)に、

昔ハ二月土毛ニ卜定田ノ儀アリ五月二植ノ祭トテ田ヲ植ル作法アリ

と記されていることから、上賀茂社と同様の趣旨で土解祭や植御祭がおこなわれていたことが窺われる。あるいは、神田の退転が下鴨社における忌子の位置づけを掴み難いものにしてしまったのではないかと筆者は考えている。

(82) 注(11)、一八一―一八二頁。

(83) 注(12)、四卷二七丁。

(84) 注(12)、四卷一八丁。

(85) 注(84)に同じ。

(86) 注(84)に同じ。

(87) 物忌のしるしとして藤葛を末額に懸けるといふ事は、前述の賀茂祭橋殿祝詞・神館祝詞奏上の際にも見られるもので、

「賀茂大神宮年中行事略次第」に拠ると、「次懸木綿手襪并末額所司別當役之末額」(注(11)の一七六頁、以下同。)と見え、

祝詞奏上後に「次切解手襪入于橋下之水」として、「其儀以利刀切手襪而為三段、神主之手襪者別當大夫切之擲流于橋上方、祝之手襪者所司大夫切之擲流于橋下、有神秘」とあつて、手襪を切り川へ流し遣ることが窺われる。また、御先追いの神人が禰の技を持つ事例は、贅殿よりの神饌進発の時にも見られることが「諸神事註秘抄」等に拠り窺われる。

(88) 伊勢の神宮の神田神事は、まず、両宮儀式帳においては二月歛山神事と御田種下始の祭に、山向物忌、菅裁物忌の奉仕が

それぞれ見られ、中古その儀が廃絶して、田に臨まず宮域内でその態を演じるのみとなり、歛山伊賀利神事として大物忌の子良が参勤している。また、御田植神事は中世以後記録に見えるところであるが、「外宮子良館祭奠式」五月例に、その次第が窺われ「于時末座物忌執早苗一結於一長手傳之授子良、子良著市目笠執早苗投于田中、三結俱然之、子良物忌父蹲踞向田屈拜」(「大神宮叢書年中行事大成・後編」五八九頁)と、市目笠を着けた早乙女さながらの子良が早苗を田に投じる様子が偲ばれる。さらに、拔穂の神事については、同九月十一日條に「豊宮崎新嘗會御田稻」の註として「此稻大物忌先拔初穂、次物忌父等拔穂」(同六〇六頁)と見えて、大物忌の子良がまず初穂を抜き、物忌父等がこれに続いたことが窺われる。御饌の調備と供進をその職分とし、さらに種下ろしから拔穂に至るまで御稻そのものの生育に関わる子良の奉仕ぶりには、厳肅きわまりない稻霊への扱いという意味において、大嘗祭悠紀田・主基田における造酒児の奉仕と相通じるものがあると言える。造酒児もまた「貞観儀式」に「造酒童女一人以當郡大少領女末嫁」(「故實叢書本八三頁」と見えて、悠紀・主基両國當郡の大少領の未婚の童女より卜定され、斎田の拔穂行事に奉仕し、その後、大嘗祭における供御として御酒、御饌の調備にあたって「造酒童女先春御飯稻」(同一〇六頁)と、その手附初を行つて

(89) 注(11)、一六七―一六八頁。

(90) 国立国会図書館古典籍史料室所蔵、『賀茂社記録』全九七編の九号。明治三年写、上・中・下巻より成る。

(91) 注(90)の上巻、正月一日條。

(92) 注(90)の中巻、四月條の別記。

(93) 注(14)の前掲論文中に座田司氏元宮司の談話として、「上社の忌子は社司の中から未犯の女子を選んですすめるもので、ふだんは自家に起居したが、祭の前日には幣殿の後の忌子殿に籠って潔斎し、祭の当日に神饌を捧げる時、古くは御霊代に近いところに、後には本殿の階下に座るのを常としたのである」(一〇八―一〇九頁)という記述が見られる。

(94) 注(44)所収の本殿前祇候座位図をもとに、筆者が作図したものを参考として本稿六二頁に掲載する。

(95) 注(12)の三卷五丁。

(96) 齋場より大嘗宮へ参向する行列の中で、造酒児は御稻の前に供奉し、奉仕者の中で一人輿に乗る。その様子は、『貞観儀式』に拠ると、「次造酒童女一人着細布明衣日蔭髪乗白木輿夫四人擔之部領左右各一人相夾着青摺布衫白袴帶腰巾非日蔭髪杖白木」(故實叢書本一〇四頁)と見え、造酒児の特殊な立場を窺わせるものである。

(付記)

本稿を執筆するにあたり、賀茂別雷神社建内光儀宮司、藤木保誠権祢宜、賀茂御祖神社嵯峨井建権祢宜には様々な御教示を戴いた。また、宮内庁書陵部、国立国会図書館、東京大学史料編纂所、京都府立総合資料館、神宮文庫等、関係諸機関にも御便宜を給わった。合わせて深く感謝申し上げる次第である。